

大分市が発注する建設工事の指名競争入札参加者選定に関する要領

1 趣旨

大分市が発注する建設工事の指名競争入札における参加者の選定については、大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年大分市告示第 1616 号。以下「審査要綱」という。）、工事請負契約事務に関する取扱いについて（通知）（平成 6 年 11 月 1 日実施）及び大分市が発注する工事請負契約に係る指名基準について（平成 7 年 2 月 1 日施行）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 本庁所管区域とは、大分市域のうち支所の所管区域を除く区域をいう。
- (2) 支所の所管区域とは、大分市支所設置条例（昭和 38 年大分市条例第 7 号）に記載される支所の所管区域をいう。
- (3) ブロックとは、大分市域を分割したものであり、次のとおりとする。
 - 1 ブロック 本庁所管区域のうち大分川以西の区域
 - 2 ブロック 本庁所管区域のうち大分川以東の区域
 - 3 ブロック 植田支所所管区域
 - 4 ブロック 大南支所所管区域
 - 5 ブロック 野津原支所所管区域
 - 6 ブロック 鶴崎支所所管区域及び明野支所所管区域
 - 7 ブロック 大在支所所管区域及び坂ノ市支所所管区域
 - 8 ブロック 佐賀関支所所管区域
- (4) 指名選定エリアとは、大分市域を分割したものであり、次のとおりとする。
 - 第Ⅰ指名選定エリア 1 ブロック及び 2 ブロック
 - 第Ⅱ指名選定エリア 3 ブロック、4 ブロック及び 5 ブロック
 - 第Ⅲ指名選定エリア 6 ブロック、7 ブロック及び 8 ブロック

3 指名希望順位の届出

審査要綱第 3 条の規定により、複数の業種について資格審査申請をしようとする者は、当該申請の際に、申請業種に係る入札参加の指名希望順位を届け出るものとする。

4 指名希望順位の登録及び変更等

- (1) 市長は、前項の規定による届出のあった指名希望順位を名簿に登録するものとし、届け出た指名希望順位は変更できないものとする。ただし、名簿登録後に許可業種の一部廃業等があった有資格者については、廃業業種より指名希望順位の低い業種の順位を順次繰り上げるものとする。
- (2) 指名希望順位の登録の有効期間は、審査要綱第 6 条の有効期間と同一とする。

5 指名業者数

指名競争入札に係る指名業者数は、原則として、次の表の左欄に掲げる設計金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数とする。ただし、「大分市建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加における障害者雇用促進企業に対する優遇措置に関する要領に規定する障害者雇用促進企業」については、当該数とは別に1社加えることができるものとする。

設 計 金 額	指 名 業 者 数
500 万円未満	6
500 万円以上 1,000 万円未満	7
1,000 万円以上 5,000 万円未満	10
5,000 万円以上	13

6 入札参加者の選定

入札参加者は、次の各号を考慮して市長が選定するものとする。

- (1) 次号の規定の適用を受ける工事以外の工事については、当該工事に対応する業種の指名希望順位が第1位及び第2位に登録されている有資格者（舗装工事については、第3位も含む。）のうちから選定するものとする。
- (2) 設計金額が2,000万円未満の土木工事(災害復旧工事等で工事場所が特定の地域に集中する土木工事を除く。)については、当該工事場所が属する指名選定エリアに本店がある有資格者のうちから選定するものとする。この場合において、工事場所が属するブロックでは指名希望順位が第1位及び第2位に登録されている者のうちから、他のブロックでは指名希望順位が第1位の者のうちから選定するものとする。
- (3) 工事場所が指名選定エリアの境界付近に位置する場合における第2号の適用については、同号中「当該工事場所が属する指名選定エリア」とあるのは、「当該工事場所が属する指名選定エリア及び当該エリアに隣接するエリア」とする。
- (4) 既に市が発注している工事（以下この号において「発注済工事」という。）と接する工事又は発注済工事と施工箇所全部又は一部が重複することとなる工事のうち、発注済工事と同種で工期が重複する工事であって、経費の節減が見込まれる場合には、第1号から前号までに掲げる者以外の者を選定することができるものとする。ただし、分離又は分割発注をすることが特に必要であると認められる工事を除く。
- (5) 工事の規模、難易度などから、当該工事に対応する業種の指名希望順位を第1位又は第2位としている者から選定することが適当でないと判断される場合には、指名希望順位に関わらず選定することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、指名希望順位を名簿に登録する際、平成17年度に限り、舗装工事を指名希望順位の第1位としている者については、第2位と第3位の業種の順位をそれぞれ1位繰り上げ、舗装工事を指名希望順位の第2位としている者については、第3位の業種の順位を1位繰り上げるものとする。

(入札参加者の選定の特例)

3 入札参加者の選定について、6の(2)の規定にかかわらず、当分の間、6の(2)中「集中する土木工事」とあるのは、「集中する土木工事及び入札不調となったが年度内に工事を完成させることが必要な土木工事」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。